

ノーマリゼーション原理の研究 -「価値」の視点から-

岡崎 利治

Study of principle of normalization -From the aspect of outlook on value-

Toshiharu OKAZAKI

Abstract

This study clarifies the value of social welfare by focusing on the practice of social welfare, and by examining the concepts of a variety of social welfares. This study discusses the normalization principle from the value system. The outlook on value is examined from various aspects. The principle related to support is a special relation with sympathy. Those who offer support express their values to the recipients of the support. It is necessary to understand others to understand the self, and vice versa. It was clarified to have to ask the outlook on value developed in the relation between those who supported and the user. In social welfare, a philosophical idea is important. It was in the standpoint which was not able to be cut off from the philosophy, and was clarified to social welfare of a subjective standpoint it. In conclusion, the normalization principle is not a principle of social welfare alone. Be to help for the person to grow up, and own to achieve that the character of one person is taken care of. All the people leak and an equal, human value has leaked. The normalization principle gives a constant suggestion to the outlook on value on our daily life.

Key Words : Outlook on value, Relationship, Life, Human being, Society

キーワード：価値，関係，生活，人間，社会

はじめに

近年、わが国は、社会福祉の背景思想として、ノーマリゼーション原理を高らかにうたい、制度・政策面において広く用いている。しかし、わが国は、実のところ、半世紀も以前から、ノーマリゼーション原理を明文化しているのである。それは、第二次世界大戦後、人間の生存権の保障や最低生活の保障、健康で文化的な生活保障をうたった日本国憲法である。それにも関わらず、なぜ、改めてノーマリゼーション原理がうたわれるのでしょうか。そこに、わが国の社会が抱える問題があるとも考え

られるのだが、本稿では、このことを問題と捉えるのではなく、むしろ、発展的に捉え、ノーマリゼーション原理を考察していく。

社会福祉は、制度・政策と実践・技術の二側面において、議論や研究が行われている。それは、ノーマリゼーション原理においても同様である。しかし、平塚（1999）の「社会福祉は、社会制度として人間の増進を究極的な目的とする。この意味において、社会福祉はすでに実践的である。しかし、それには理論と価値によって構成される実際的行為、そして理論と価値を構成する実際的行為という二つの行為の統合がなければ真の実践

にはなり得ない」¹⁾に示されるように、社会福祉は制度であり、実践であるが、本質的な部分において「価値」を表すものであると考えられる。それは、制度にしても、実践にても、「価値」がなければ、何も始動しない事実がある、と考えられるからである。

本稿は、主に社会福祉の実践に焦点をあて、様々な社会福祉の概念を検討することをとおして、「価値」を明らかにする。そして、「価値」の視点からノーマリゼーション原理を考察することを目的とする。

1. 支援関係の原則

社会福祉の実践（以下、支援）は、常に、具体的な社会福祉サービス（以下、サービス）を媒介とする、支援者と利用者の「関係」によって成立している。そこで、支援者と利用者の間に形成される支援関係は、最も基本的かつ重要な要素であり、その関係において支援は展開されている。支援者は、何らかの支援を行うために「技術」を用いるが、良好な支援関係が形成されていなければ、技術は効果を得ることはできない。つまり、どんなに支援者が利用者の情報を調査、分析し支援を行おうとしても、「関係」を無視していくは何事も始まらないのである。さらに、支援関係は、家族関係や友人関係とは異なる「専門的関係」^{(1),(2)}であり、利用者を取り巻く「あらゆる関係」を支援しなければならない。「あらゆる関係」とは、支援者と利用者との関係や支援者と利用者家族や利用者の生活に関わる人々との関係、支援者と利用者が活用するサービスの関係者との関係など、様々な人的側面（以下、対人関係）を持っている。また、支援過程で活用される社会資源や制度などの物的側面やサービスの利用者となりやすい高齢者や障害者⁽²⁾が置かれている社会的側面（先の物的側面と併せて、以下、社会関係）も「あらゆる関係」に含むことができる。

対人関係の基本は、支援関係に関わらず、相手の立場でものを考えることにある。中園（1996）は、支援関係を含む対人関係から鑑みるノーマリゼーション原理を、「人間（障害をもつ者）と人間（障害をもたない者）との眞の『関係の平等性』へ限りなく近づく思想であり、サービスという領域から言えば、専門家とその対象者という『主体と客体』との関係ではなく、その関係を人間と人間の関係という『主体と主体』の関係へ限りなく近づくことを目指すもの」³⁾と表している。これより、「共感的理解」^{(3),(4)}が対人関係の基本的態度であることが明らかになる。さらに、専門的関係である支援関係においては、支援者と利用者がともに「共感」し合う関係でな

ければ、基本的信頼関係は形成されず、支援者と利用者の信頼関係の上に成立する支援関係は展開されない。

「共感的理解」は、支援関係における重要な要素であるが、「共感的理解」によって成立する支援関係は、社会関係に影響される側面をもっている。言い換えるならば、社会関係が、「共感的理解」の形成に関わっていることを表しているのである。それは、支援の展開の中で利用者が受ける、制度やサービス、支援者の能力、支援者が所属する機関・施設の機能による様々な「制約」である。これらの社会的・集合的「制約」が、「共感的理解」の形成を困難なものにする要素であると考えられる。

しかしながら、そのような社会関係ばかりが、支援関係の形成において重要視されることは避けられるべきであろう。なぜなら、支援は、利用者の個別性・主体性を重視するものであり、生活に寄り添うものだからである。社会関係ばかりに目が向けられると、支援は、現実の人間の生活とはかけ離れたところで論じられてしまい、結果として、人間の個別性・主体性を軽視するものになってしまう。社会関係における人間の多様性や実存性を、中園（1965）は、「たとえば、遠く離れて森を見れば、その森は同じ樹木でおおわれた森にすぎないが、もっと見る位置を近づけてみると、同じように見えた樹木の一本一本は、それぞれ特有の形・成長の仕方・風格などがあることを発見するのである。生産力と生産関係の、歴史的社会的制約という次元に視点をおいて人間を捉えると、即時的に人間は一様に同じ存在者としてしか理解できなくなってしまう。そこにおいては、一人ひとりの個別性・独自性、総じて実存性は、たんなる見せかけの現象にすぎないと考えられてしまう。しかも、もっと視点を近づけて人間一人ひとりと接触をもつと、歴史的社会的制約を受けながらも、その存在様式の多様であることに驚く」⁵⁾としている。これは、社会関係が、支援の現実のある一面を捉えていても、人間の多様な存在は制約によって規定されることを表している。そして、その多様性こそが支援関係において重要な意味をもつのである。

ノーマリゼーション原理の重要な要素の一つは、障害者が、全ての人間に権利として与えられているあたりまえの尊厳を受けられるような条件を作り出すことである。従って、支援者は、利用者の生活に何らかの影響を及ぼす活動を行うにあたっては、利用者の選択、決定に可能な限り配慮しなければならない。特に、知的障害⁽⁴⁾や痴呆をもつ人たちの場合、自らの意思を明確に表現できない場合や、社会の現実的な要求に適応できない場合がある。だからといって、彼らの選択、決定の権利を否

定されるわけではない。周りにいる人たちから理解され、周りの人たちを信頼すること、つまり、「共感」し合うことは、誰もがもつ要求であり、利用者の「気持ち」や「思い」は、あらゆる技術を用いて理解されなければならない。それが、「専門的関係」である支援関係の原則であると考えられる。

2. 支援関係における「価値」の実際

価値観は、全ての人があらゆる状況における、一つひとつの判断、行動における基盤となっている。支援関係においても支援者の価値観が利用者のもつ「価値」に大きく関わっている。利用者がどのように価値づけられるかによって、彼らの置かれている状況、彼らが受ける支援や彼ら自身の社会的役割は影響される。支援者の価値観が利用者の行動やあり方に影響を与えるのだが、その価値観は、意識的なものであるとともに無意識的でもある。支援者は、このように意識的、無意識的価値観を、自覚的に問い、変革することができなければならないのである。

『他者を支援するには、他者を理解しなければならない。他者を理解するには、自己を理解しなければならない。』

支援者は、社会福祉専門職（以下、専門職）である以前の基本的な人間観、価値観はどのようにであったか、また、専門職としてどのようにあるかについて、自己を見詰める必要がある。支援者が、自己の価値観を自覚的に問うことを、中園（1996）は、「自覚的な価値観への問いかけは、利用者との関わりの中で、展開される関係をとおしてなされることが多い。『関係』をもつことは、単に専門的知識や技術の適用といったことではなく、知識や技術がどのような価値観に基づいて行われるのかが表出される」と、支援関係の中で、支援者の価値観を問うことができるとしている。

つまり、支援者の価値観に大きく関わっている利用者の「価値」も、支援関係において問われるということである。

それは同時に、支援関係における支援者の「価値」も、問うことができることを表している。

1) 利用者への「逸脱」の視点

支援関係において、利用者の「価値」を表す一側面として「逸脱」概念がある。逸脱は、「比較的重要と考え

られる側面について、他者ときわめてはつきり差異があり、それが否定的に値ぶみされると、その個人は逸脱しているといわれる」⁽⁵⁾⁽⁷⁾と概念整理されている。例えば、障害者や高齢者、その他「支援」の対象とみなされる人々は、彼らが逸脱しているのではなく、彼らを「見る」健常者とされる人々によって、その観察できる属性に対して否定的な価値を付与されることによって「逸脱している」と役割づけられるのである。つまり、逸脱は私たち自身によって作り出される概念であると考えられる。

それでは、「逸脱」を作り出す要素はいったい何であろうか。その代表的な要素として、「偏見」が考えられる。偏見は、他者に対する態度・感情と行動の二つの意味を持っている。そして、偏見に基づく態度や行動の蓄積が、ステイグマ⁽⁶⁾につながるとみなされる。ステイグマの過程はステイグマを負う人に対する他者の行動によって決定されるが、これは、第一段階・身分の低下、第二段階・身分の否定、第三段階・人間性の否定、と区分⁽⁸⁾される。つまり、ステイグマを負わされるということは、「価値」の引きさげを意味し、ステイグマを負った人は即ち、逸脱者ということになる。それは、逸脱者とみなされる利用者を、「価値の低い」人間としてみなしている価値観が存在していることを表している。

それでは、逸脱は社会においてどのように取り扱われるのだろうか。社会の逸脱への取り組みの歴史を振り返ると、端的に言えば、社会を防衛するためという理由づけによる逸脱した人々の絶滅、逸脱状態の更正⁽⁷⁾、社会内部の規範を強制するための隔離の歴史であると考えられる。このことは、「ステイグマを負う人々は、他の人々と同じ社会的地位をもたない」、「ステイグマを負う人々と他の人々との間にある境界（社会的距離）が彼らを他の人々から分離する」、「彼らと他の人々との間にある距離が彼らを個人として見ることを困難にし、彼らは拒否されて遠くに隔離される」、といった社会的・価値的側面が下地として存在していることを、現在においても否定し得ないことを表していると考えられるのではないかだろうか。

2) 支援者への「権威」の視点

支援者による利用者の「価値」への関わりは、支援者自身の価値観を問うていることを表すのだが、支援者自身の価値観を問うためには、支援関係において支援者がどのように価値づけられているかを明らかにする必要があるだろう。支援者の「価値」を表す一側面として「権威」が挙げられる。専門的な行為がなされる時、そこに

は常に権威があると考えられる。そこで、支援者に付与される権威は、支援関係においてどのような役割を果たしているか検討する。

「権威」という言葉を耳にする時に受ける主観的な印象はどのようなものであろうか。一般的に好意的な印象を受けないと感じる人が多勢を占めるのではないだろうか。権威とは、権威を付与された者が、他者に対して、言うことを聽かせる、命令に従わせる、あるいは、影響を与えるなどの、ある種の『ちから』を象徴している言葉であると考えられる。

権威を付与される者は、従事している職業などに起因するところが大きいが、構造的に付与された権威に対して、他者の心的な要素が関与して、「権威」はその『ちから』を表すのである。H.D.ラスウェルとA.カプラン(1950)の「権威は、期待された合法的権力の所有である。…人が権威をもっているということは、その人が現実に権力をもっているということではなく、制度的に権力が譲渡されているということであり、しかも、そういう制度を支持する人達が、彼が権力をもつことを期待し、その権力の行使を正統かつ適切なものとみなすということである。…このように権威は、帰するところ常に、それをそれとして認める人々との関係のなかから生まれる。…この意味において、権威は『主観的(subjective)』なものであり、それは、権威を権威として認める人がいることによって存在するのである」⁹⁾に示されるように、権威は、その者の従事している職業や法律上与えられている『ちから』によって獲得するものではなく、明らかに他者の主觀によってのみ付与される価値観であると考えられる。

そこで、支援関係において支援者が、権威を身にまとうことについて考察する。

支援者に付与される権威は、支援者個人に付与されるものであるかもしれないし、支援者の所属している機関に対してのものが支援者個人に投影されたものであるかもしれない。専門的関係である支援関係において、支援者が権威を付与されることは、利用者からすれば、信頼している姿としての「権威」であり、利用者が権威を感じていなければ、専門的支援関係は成立しないと考えられるのではないだろうか。

しかし、ここで明らかにしておかなければならないことは、支援関係において、「権威」は、支援者に付与されるものであり、支援者が自ら獲得し、行使することではない、ということである。

また、権威には、社会から付与される権力から生じる権威と、支援者が実際に持っている知識と専門技術から

生じる権威がある。つまり、利用者にとって、支援を求める対象である支援者は、同時に、権威をもっているものと考える対象でもあるということを表している。

支援関係における「権威」について、F.ホリス(1965)は、「権威」という言葉のもつネガティブな意味あいは、すべて、その言葉の前に、『専門職(professional)』という語をかぶせ、それによって『権威性(authoritativeness)』を『利用者が寄りかかることができる力』という意味にかえることによって、簡単に取り除くことができる¹⁰⁾と、建設的・効果的に用いることを肯定しているのに対して、C.ロジャース(1942)は、「支援と権威は同一の関係のなかに共存し得ないのである。…関係に権威がかかわっているなら、完全に許容的な雰囲気はあり得ない。…支援関係とは、支援者の暖かい受容といかなる強制も圧力もない態度とによって、利用者がその感情、態度、問題を最大限に表出することができる関係なのである。…この関係は、日常どこにでも見られる権威的関係とは明瞭に異なり、相容れないものである」¹¹⁾と、否定している。

「権威」という言葉のもつ意味が、ポジティブでもあり、ネガティブでもあるため、支援関係における「権威」の是非を問うこと、さらに、支援関係における「権威」という価値が、利用者と支援者に、どのように作用するかを問うことは、非常に困難であろう。なぜなら、「権威」は、利用者にとって、脅威と信頼の象徴と相反する意味合いをもっていると考えられるからである。

「権威」の意味合いが、利用者が、支援者の社会的役割に対して抱く主觀に影響されるのならば、支援関係の形成、展開、効果において、支援者個人に向けられる視点だけでなく、支援者が属している機関などの社会的環境の影響も考慮しなければならない。その影響とは、機関のもつ権力的側面のある権威により、そこに属する支援者が同一的に捉えられることによって、利用者が支援者に対し、ネガティブな意味合いに権威づけられた価値をもつことと、その反対に、支援者との関係の中で、権威をポジティブな意味合いに受け取ることである。

E.スタッフ(1954)は、「権威」の概念を検討し、「『社会が機関に与える公的権威』と、『支援関係のなかで、利用者が支援者を自分よりも優れた人物であると認知することによって生じる心理的権威』」¹²⁾とに区別している。さらに、「支援者の優越性は、利用者が問題をもち、支援者がその問題を扱うことのできるプロフェッショナルな技術と知識をもっているがゆえに生ずるものであり、それは一時的なもので、利用者が自立して、自己の問題を処理できるようになるに従って、徐々に消滅して

いく」¹³⁾としている。これは、支援関係において、支援者の役割と機能には、様々な権威が伴っていることを表していると考えられる。つまり、支援関係において権威が存在しているならば、その展開において、権威を有効に活用することが、良い支援関係を形成するうえで重要な要素となる。要するに、支援者が、社会的に持ちうる権威の持つ強制力を用いず、知識と技術と「関係」⁽⁸⁾のなかから生じる「権威」を用いる支援関係を展開することである。それは、専門的支援関係が展開されるなかで、結果的に「権威」が生じている、というような支援が行われることである。

そのためには、一般的にネガティブな意味合いばかりが強調される「権威」を、ポジティブな意味合いで捉えようとしている。ポジティブな意味の「権威」がなければ、自分自身の内面をさらけ出すことになる支援関係を形成することは不可能であると考えられる。

支援関係における支援者の「価値」を確定させるものは何であろうか。利用者にとって、支援者は、問題を解決してくれる人であり、生活を支援してくれる人であり、守ってくれる人であり、自立を助けてくれる人である。そして、支援関係の形成には必ず目的がある。ある目的をもって、事に当たるとき、そこには「権威」があると考えられるだろう。

3) 支援関係への

「ノーマリゼーション原理」の視点

「価値」の概念について、W.ヴォルフェンスベルガー(1972)は、「人間の行動の大部分は、イデオロギーに規制されている。イデオロギーというのは、信念や態度や自分の経験から引き出される現実理解の仕方、つまり事実と思われることについての知識、そして何よりもその人の価値観である」¹⁴⁾と述べている。つまり、この価値観から生まれたものが、支援関係における「利用者への『逸脱』の視点」や「支援者への『権威』の視点」であると考えられる。そこには、利用者を対象化し、客体化する知識や技術のみの「関係」は存在せず、他者の「価値」の受容⁽⁹⁾や「価値」への共感のなかで、知識や技術を尽くす関係がある。

ノーマリゼーション原理において、障害者の権利性や平等性の強調は、支援関係の中でも実現されなければならない。しかし、支援者と利用者との間には、決して経済的にも社会的にも平等な関係はない。また、支援者が常にもっている権威的関係も存在する。専門的関係であればあるほど、こうした「関係」の特質が存在するようになる。利用者の価値の実現のために、支援者の態度や

関わりを問題とし、支援者の態度変容を強調するのは、こうした「関係」における支援者のあり方が重要なのである。

「ノーマル」な生活と同時に、人間のもつ「価値」が実現する状況こそ、ノーマリゼーション原理の目標である。その目標の実現のために、まず、支援者と利用者との「関係」の中で展開される価値観を問い合わせる必要がある。具体的に支援者が展開する「関係」の質は、「価値」の問題であると同時に、社会的に平等でなく、価値が認められている状況を改革していくことにおいても問われるのではないだろうか。つまり、ノーマリゼーション原理は、支援者と利用者との関係が真に平等に価値を認め合った「関係」として成り立つための条件と考えられるのである。

3. 「人間」への視点

1) 『ことば』への「もの」と「こと」の視点

ノーマリゼーション原理は、実践があって、その実践を振り返ることによって、明らかになっていく。支援者が、支援関係における自らの実践を振り返るとき、どのような技術を用いたかというだけではなく、どのような理論的根拠、基盤や思想によって、その技術は用いられたのかという「価値」への視点が重要になってくる。

『社会福祉における哲学的思考』⁽¹⁰⁾

つまり、社会福祉は、哲学的思考と切り離せない「関係」にあるということであり、「人間」そのものについての思索が、支援にも必要とされるのである。

「人間」を思索する手掛かりとなるもの、それが、「関係」である。そのことについて、改めて検証する必要はないであろう。

それでは、「関係」を通して「人間」を思索するには、どのような視点が必要になるのだろうか。本稿では、あらゆる「関係」を結ぶ方法として用いられる『ことば』に注目したい。

西田幾多郎は、「われわれの経験には最初から『ことば』が関与している。しかし、『ことば』がそのまま経験というわけではない。両者のあいだには、超えがたい間隙（あいだ）が存在する。…経験は、『ことば』に対する経験であるだけでなく、同時に、『ことば』による事柄の把握もある。この全体が『経験』である。対して、『ことば』は一方では経験の一部を切り取ったものにすぎないが、しかし、他方、それ自身の背後にあるも

のを指し示してもいる¹⁵⁾と、『ことば』を経験との関係において述べている。これより、『ことば』のもつ二面性を捉えることができる。それは、「もの」と「こと」の視点である。この場合、「経験の一部を切り取ったもの」が、「もの」の視点にあたり、「それ自身の背後にあるもの」が、「こと」の視点にあたる。

それでは、「もの」と「こと」の視点とは何であろうか。「もの」について、木村(1982)は、「『もの』はすべて客観であり、客観はすべて『もの』である」¹⁶⁾としている。客観することがすべてを「対象」とみなし、「もの」とするならば、その立場にたたない視点を持つとうとすると現れてくること、それが「こと」である。「こと」はさまざまな場面で現れるが、「もの」のように客観的に固定することはできない。「もの」と「こと」の関係は、西田幾多郎の「『もの』には、無数の『こと』が結びついている。『もの』は単に『もの』として見られ、聞かれるのではなく、『こと』とともに見られ、聞かれる。そして、その『こと』が『もの』に表情を与えている」¹⁷⁾に表されている。つまり、『ことば』を「もの」として捉えるか、「こと」として捉えるかの一元的に捉えるのではなく、「ものとことの共生（木村、1982）」として多元的に捉えるのである。

これは、われわれが、日常的に積極的に感じているわけではない実在感¹⁸⁾と関係している。「もの」が単なる「もの」ではなく、そこにはさまざまな意味や背景があること、それが「こと」であり、「こと」を抜き去った単なる「もの」は実際には存在しないということである。このことについて、西田幾多郎は、「われわれが普通に物と考えるもの、たとえば私がいま座っている机や、いま使っている万年筆は、ただ単に物としてあるわけではない。この机はさまざまな『こと』とともに、たとえば父から譲り受けたものであるという『こと』や、私がいまそこで資料を広げ、仕事をしているという『こと』ともにある。一方、日頃使っている万年筆を前にして、私は、使い古したものではあるが、他の万年筆にない独特の書き易さがある『こと』や、あるいは人生の節々でそれを用いて大切な文字を記してきたことなどを思い浮かべる」¹⁸⁾と例えている。

私たちが、自分自身の存在を示す『ことば』として用いる「自分」、「私」などの呼称が、単なる「もの」ではなくて、「自分であること」、「私であること」といった「こと」であるとすると、私たちは、何とも曖昧な存在であるように思える。そして、私たちは、曖昧であることを感じることができず、また、受け容れることができずに、明確なもの、客観的なものに変えようとする。そ

れでは、「こと」を表す方法は何か、「もの」と捉えられたものが客観的に表されるのと異なり、「こと」は「沈黙の声として聞く（木村、1982）」という方法でしか知りえない。つまり、「こと」は主観的であり、「自分」により近いところにあると考えられるのである。

「こと」を表現する方法としての『ことば』、自分に近い、あるいは自分そのものであるかもしれない「こと」を思索するとき、支援関係は、「価値」を表す「こと」であり、支援者は、『社会福祉における哲学的思考』を、支援の本質として感じておかなければならないと考えられる。

2) 「主観的」・「直感的」視点

支援関係が「価値」を表す「こと」であり、「こと」は主観的であることから明らかになることは、支援関係は、主に、支援者と利用者の主観によって形成されていることである。人間を客観視することについて、三浦(1977)は、「自我を分析するということは自我の『状態』をノートすることであり、いかにそれが『我』の状態だといつても、ノートすることのできた『状態』に『我』という一つの付箋をつけているにすぎないものである」¹⁹⁾と、人間を客観視するだけでは、その存在を明らかにすることはできないとしている。客観的立場に立てば、利用者を対象化することによって、支援者の存在は「関係」しない。しかし、それで、良い支援関係を形成し、展開していくことができるのであろうか。

一人の人間について明らかにし、さらに支援するということは、生活している人間の特徴をどのように把握するかということから始めなければならない。そのためには、木村(1982)の「『こと』は『もの』に現れ、『もの』は『こと』を表し、『もの』から『こと』が読み取れる」²⁰⁾にあるように、「もの」の背後に常にある「こと」を把握し、表現しようとしている。支援においては、支援者は、支援関係に自分自身の存在そのものを関わらせ、知識や技術だけによる客観的な理解だけではなく、主観的・直感的に利用者を理解することが求められる。それは同時に、支援者の主観を問う立場もある。

支援は、まさに人間存在を表現する場であると考えられるが、このことは、人間が、「もともと独りで存在し得るものではなく、他者との合一において真に自己であり得るのであって、『自己が他者において自己を見る』と共に『自己が自己において他者を見る』」²¹⁾存在であることからも明らかであろう。

3) care (ケア) の視点

これまでに、支援関係の特質を、「いま」と「ここ」にある存在を認識の基点とすることから検討してきたが、この特質は、M.メイヤロフ(1971)の「人間とは他者からケアされ他者をケアする存在」²²⁾に示されるように、相互作用的であり、「ノーマルな」人間関係であるケアの特質と同質であると考えられる。

ケアは、「『相手の存在を苦痛に感じるくらい距離をつめ、面倒に巻き込まれるくらいの負担を背負うこと』、『他者との距離をつめ、その苦と共に背負うとき、他者の心の中に、自分の心が深く浸透することにより、相手の心がまるで自分の心の延長のように感じられ、二人にして一つの精神的な共同世界を現出する』²³⁾という「価値」を表す概念であり、支援者と利用者が、お互いの存在を対象化しない共感的な関係であると考えられる。M.メイヤロフ(1971)は、「自分以外の人格をケアするには、私はその人とその人の世界を、まるで自分がその人になったように理解できなければならない。私は、その人の世界がその人にとってどのようなものであるか、その人は自分自身に関してどのような見方をしているかを、いわば、その人の目でもって見てとることができなければならない。外から冷ややかに、あたかも相手が標本であるかのように見るのではなく、相手の世界で相手の気持ちになることができなければならない。その人にとって人生は何なのか、その人は何になろうと努力しているのか、成長するためにその人は何を必要としているなどを、その人の『内面』から感じとるために、その人の世界へ『入り込んで』いく²⁴⁾関係と、ケアに基づく支援関係を価値づけている。つまり、支援は、支援者と利用者の両者が、それぞれ自分自身の存在において、より良い「関係」²⁵⁾を形成し、成長しようと取り組む過程であり、この過程は、「支援者あって支援があるのではなく、支援があって支援者がある」という関係であると考えられる。

『一人の人格をケアするとは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現することを助けることである。たとえば、わが子をケアする父親を考えてみよう。彼はその子を、その子自身が本来持っている権利において存在するものと認め、成長しようと努力している存在として尊重する (M.メイヤロフ, 1971)』

支援の「価値」、それは、支援者と利用者の両者に、「愛いを払い喜びをもたらす」²⁶⁾ことであり、ただ生きるだけという生活からは解放され、より良い生き方を望むことであり、互いに個性を尊重しあいながら、共に成

長していくという「当たりまえの人生(ordinary life)」を表している。つまり、支援は、「当たりまえの人生」への配慮であると考えられる。

おわりに

「ノーマリゼーション(normalization)」の『ことば』が示す「ノーマル(normal)」、「アブノーマル(abnormal)」は、どのように捉えられるだろうか。「アブノーマル」は、「異常な人」²⁶⁾という意味で、「異常」には、例外なくネガティブな色合いがつきまとう。

社会におけるある状態が、「異常」とされるには、それを決定づける「正常」と価値づけられている状態が存在していることになる。その「正常」とされている状態が、実は「異常」な状態であることを、ノーマリゼーション原理は、「アブノーマル」とする。つまり、利用者を取り巻く支援者を含む社会の視点から支援を捉えると、「異常」と思われるような利用者への処遇²⁷⁾が、「正常」なものとして行われ、社会がそれを「異常」な状態と気づかないこと、若しくは、気づいていても、その処遇が改善されず、行われ続けることを表している。忍(1987)は、「人びとの障害者に対する態度は、福祉政策の拡充には好意的でも、自分が直接障害者にかかわり、責任を持たなければならないような状況になればなるほど、非好意的傾向が強くなる」²⁷⁾と、社会が、利用者を「アブノーマル」と価値づけていることによって現れる行動であることを明らかにしている。このことは、ノーマリゼーション原理の視点において、社会の「異常」性を示していると考えられ、例え、社会関係におけるサービスの見直しが行われても、この謂れのない偏見を克服しないままでは、利用者は、「アブノーマル」なままで、「ノーマル」にはなれないことを表している。

「ノーマル」の価値は、個人の状況やその時代ごとの社会的・文化的状況、宗教的側面など、様々な条件によって異なるだろうが、人間的価値の視点からノーマリゼーション原理を思索すると、I.ヘデニウス(1982)の、「全ての人が平等な人間的価値をもっている」という概念は、全ての人が基本的人権をもっているという考え方と同じである。…『全ての人に同じ価値があるということは、全ての人が同じ人権をもち、一人の人として尊重される権利があり、他者と人の価値や権利において優劣の区別はない』。『全ての人は、人間の価値という点で全く同じ権利をもっている』ということは、尊厳と自由があり、自己実現や自己主張ができる生活を意味している。したがって、人間的価値の平等とは次のようなことを意味す

る。『全ての人には、努力して自己特有の可能性を実現させる同じ権利がある。つまり、人間的価値という概念は、人の尊厳にかかわるものであり、この概念が広まつていくことで、誰もが人としての尊厳を得、もち続けるべきだという要求が高まっていく』²⁸⁾にも表されているように、固有の普遍的な存在であると考えられる。

これまでに、様々な角度の「価値」の視点から、支援関係を中心とした「関係」を検討することをおして、ノーマリゼーション原理について考察してきたが、一貫して明らかになったことは、ノーマリゼーション原理は、単に、社会を補完する要素であるところの「社会福祉」という分野における背景思想ということに止まらない、多様な生活上の価値観に、一定の示唆を与える、ということである。

最後に、平成15年11月13日にご逝去された中園康夫先生(前吉備国際大学大学院社会福祉学研究科長・教授)は、深い思慮と大きな懐で、厳しさの中にも優しさをもって、現場実践一筋であった私に「社会福祉学」を学ぶ機会をえてくださいました。これから多くのことを学ばせていただかなければならなかつばかりでなく、社会福祉のために益々ご活躍願わなければならぬ最中のご訃報でした。果たして現世の社会福祉、いえ、「生活」は、先生が思い描かれていた「あたりまえ」の方向に向かっているのでしょうか。私たちは、思索し、探し続けなければなりません。ここに、謹んで感謝と哀悼の意を申し上げます。

註

- (1)専門的関係である支援関係における専門性を表す特色として、松永(1997)は、「自然的発生的な人間関係とは異なり、明確な目的を持った意図的人間関係であり、問題解決に向けて操作的に展開される専門的関係であり、目標達成とともに終結する一時的性格をもつもの」と表している。
- (2)「障害者」は、世界保健機関(WHO)が採択している「国際生活機能分類(ICF)」に定義されている「心身機能(body functions)」「身体構造(body structures)」「活動と参加(activities and participation)」「環境因子(environmental factors)」の分類を参考に、日常生活上、何らかの困難をもつ全ての者をさす。
- (3)「共感的理解」は、他者の心情等を我が身のことのように感じることをさす。他者を共感的に理解しよ

うと努力する姿勢は、支援関係の基本であり、極めて重要な姿勢であるが、一方、共感も理解もあくまでも支援者自身の経験や知識というフィルターを通して得られるものであり、「人は他者のすべてがわかるということはあり得ない」という視点を持つことも重要である。

- (4)「知的障害」は、文部省(現、文部科学省、1970)により、「先天性又は出産時ないし出生後早期に、脳髄になんらかの障害をうけているため、知能が未発達の状態にとどまり、そのため精神活動が劣弱で、学習、社会生活への適応が著しく困難な状態」とされているが、「知的障害者」は、知的障害者福祉法では、定義されていない。
- (5)支援の対象となる人々に対する支援者、一般住民を含めた「(一定の判断、見通しを伴う)視点」に対して、「逸脱」と概念づけている。
- (6)「スティグマ」は、利用者が社会福祉支援を受けることによって抱く否定的・差別的感情をさす。
- (7)「更正」は、一般的に教育・訓練・治療などの方法のことをさす。
- (8)ここでの「関係」は、接触を伴う関係のことではなく、「価値」の視点での「関係」をさす。
- (9)「受容」は、利用者の心情を精神的・情緒的に受け入れることをさす。支援者が支援を行ううえで、利用者の行動や態度を自らの価値観で判断して接するのではなく、そのあるがままを受け容れて問題を理解しようとする姿勢のことをいう。支援者が受容することで、利用者は自分自身に対する否定的な感情を捨て、自らの受容につながる。
- (10)中園康夫氏による講義中の提言
- (11)「実在感」は、われわれが、日常、そこに実在しているということを確認しながら生活しているかということをさす。
- (12)(8)と同じ意味をさす。
- (13)「処遇」は、処置、待遇のことをさすが、社会福祉の実践をノーマリゼーション原理の視点で考察するために、ここでは、「支援」に替えて用いる。

引用・参考文献

- 1) 平塚良子, 木原活信, 加藤博史他(嶋田啓一郎監修, 秋山智久, 高田真治編) : ソーシャルワークの価値の科学化 - その意味的考察 - : 社会福祉の思想と人間観. 初版. ミネルヴァ書房, 京都, pp.101, 1999. 一部改
- 2) 松永公隆: 個別援助関係の基本原理についての探求 - 専門的援助関係における価値の問題について. 吉備国際大学社会福祉学部研究紀要 2 : 77, 1997.
- 3) 中園康夫: ノーマリゼーション原理の研究 - 欧米の理論と実践 -. 初版. 海声社, 東京, pp.30, 1996.
- 4) (中央法規出版編集部) : 新版社会福祉用語辞典. 初版. 中央法規出版, 東京, pp.91, 2001. 一部改
- 5) 中園康夫: 援助関係の基礎理論 - ケースワーク・カウンセリング・ノーマリゼーションを考える -. 初版. 相川書房, 東京, pp.59, 1996.
- 6) 前掲書3). pp.255. 一部改
- 7) W.ヴォルフェンベルガー(中園康夫, 清水貞夫編訳) : ノーマリゼーション - 社会福祉サービスの本質 -. 初版. 学苑社, 東京, pp.26, 1982.
- 8) P.スピッカー(西尾祐吾訳) : スティグマと社会福祉. 初版. 誠信書房, 東京, pp.158, 1987.
- 9) R.ホーレン, R.ペイリー(宗内敦編訳) : ケースワークと権威. 初版. 学苑社, 東京, pp.20, 1982. 一部改
- 10) 同上掲書. pp.35. 一部改
- 11) 同上掲書. pp.37. 一部改
- 12-13) 同上掲書. pp.43. 一部改
- 14) 前掲書3). pp.254. 一部改
- 15) 藤田正勝: 現代思想としての西田幾多郎. 初版. 講談社, 東京, pp.132頁, 1998. 一部改
- 16) 木村敏: 時間と自己. 初版. 中央公論新社, 東京, 1982.
- 17) 前掲書15). pp.136.
- 18) 前掲書15). pp.135.
- 19) 三浦賜郎: 社会福祉学概論 - 論理的実践的研究 -. 初版. 朝倉書店, 東京, pp.29, 1977.
- 20) 前掲書16). pp.24.
- 21) 駒松仁子: 病む人のこころ看護のこころ. 初版. ゆみる出版, 東京, pp.191, 1983.
- 22) M.メイヤロフ(田村真, 向野宣之訳) : ケアの本質 - 生きることの意味 -. 初版. ゆみる出版, 東京, 1987. において、一貫して主張されていること。
- 23) 水野治太郎: ケアの人間学 - 成熟社会がひらく地平 -. 初版. ゆみる出版, 東京, pp.25, 1991.
- 24) 前掲書22). pp.93.
- 25) 村田久行: ケアの思想と対人援助 - 終末期医療と福祉の現場から -. 改訂増補版. 川島書店, 東京, pp.73, 1994.
- 26) (松田徳一郎監修) : リーダーズ英和中辞典. 初版. 研究社, 東京, 2000
- 27) 忍博次: 偏見の断層 - 福祉を考える友へ -. 初版. 筒井書房, 東京, pp.81, 1987
- 28) B.ニイリエ(河東田博, 橋本由紀子, 杉田穂子他訳編) : ノーマリゼーションの原理 - 普遍化と社会変革を求めて -. 増補改訂版. 現代書館, 東京, pp.151-152, 2000. 一部改